

鈴鹿市告示第135号

次のとおり国土調査を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

令和8年5月27日

鈴鹿市長 末松 則子

1 国土調査として事業計画が指定された年月日

令和8年5月15日

2 調査を実施する者の名称

鈴鹿市

3 調査地域

磯山Ⅱ、磯山Ⅲ

4 調査期間

告示の日から令和9年3月31日まで